渡航自粛協力金 概要

給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、<u>基準日(令和2年8月1日)</u>において、住民基本台帳に記録されて おり、かつ申請時点で住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

給付額

・給付対象者1人につき1万円

給付金の申請及び給付の方法

・感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とし、給付は原則として、<u>特別定額給付金を給付した申請者の本人名義の金融機関口座</u>への振り込みを行います。

(1) 役場庁舎及び阿嘉慶留間出張所専用箱投函

・村から世帯主(受給権者)宛てに郵送された申請書に必要事項をチェック及び記入をし、上記場所に設置している専用箱に投函

(2)郵送での返送

・(1) での申請が難しい方は、郵送での申請。ただし郵送料は申請者負担となります。

受付期間

・受付開始日は令和3年1月12日とし、申請期限は令和3年3月1日までとします。

※給付は受付後、確認等を行い、令和3年1月中旬より順次開始致します。

本件のお問合せ先 座間味村役場総務・福祉課

担当:石川(護)·高江洲 電話:098-987-2311(代)